

日唐律令比較研究の現在

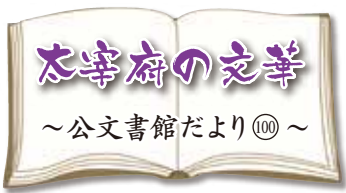
『北宋天聖令の発見』

歴史を勉強していると、ひとつの資料の発見によってそれが大きく変わるということを経験することがあります。ここで紹介する北宋天聖令の発見もそうした一例でしょう。

古代の日本は、中国から律令という法律を取り入れて、それらによって国の仕組みなどを整えていきます。この時期を律令国家と呼ぶのは、そのことに由来しています。日本では江戸時代以来、中国

(特に日本が直接の手下とした唐)の律令と日本のそれとを比較して、共通点や相違点を探る比較研究が盛んに行われてきました。しかし、ここには大きな問題がありました。日本では、律令のうち令(今日の行政法に相当)の条文は、大半が条文の形で現在まで伝えられています。一方、中国ではこの令条文は失われていて、さまざまな書物に引用されたものから復原しなければならなかったのです。

ところが、1999年、中国寧波市の天一閣博物館で、北宋時代、仁宗朝の天聖7(1029)年のものとみられる令条文が発見され、2006年になってその全文が公開されました。しかもそこには、すでに施行されていなかった唐令の条文も引載されていたのです。発見され



たのは全体の3分の1ほどですが、一定の手続きをふめば、日本令の条文との字句の異同といった細部に至るまで、かなり直接的な比較ができるようになりました。結果、これまで定説と考えられていた点に修正が加えられたものも少なくありません。天聖令の発見は、日唐律令比較研究にまったく新たな局面を切り拓くことになったのです。

私は、今、大宰府の軍事的機能を考えるために、防人制のことを調べていますが、関連する研究の中には、この天聖令を用いた日唐律令比較に触れたものもあります。防人のことは、令の中では軍防令という編目に規定されています。残念ながら発見された3分の1には、この編目は含まれていません。しかし、そこには日本の律令軍制や地方軍制を考える際に、重要な条文が含まれており、この日唐律令比較という観点を避けて通ることはできません。こうした点にも留意しながら、今後、検討を進めていきたいと考えています。

【バックナンバーはこちら】

ページID 7241

太宰府市公文書館

重松

敏彦